### 資料３

**共聴施設整備計画書**

**朱書きは記載例及び注意事項のため、申請時は削除すること。**

|  |  |
| --- | --- |
| ■申請主体 | 　 |
| 　 | 申請主体名 | ○○県○○市 |
| 　 | 代表団体の長名 | ○○市長　総務　太郎 |
| 　 | 担当者連絡先 | ○○部△△課　係長　総務一郎電話：XXX-XXXX-XXXX、メール：\*\*\*\*\*\*\*\*@++++.jp |
| ■補助対象であることの確認 |
| 　 |  | 放送法（昭和２５年法律第１３２号）第１２６条第１項の規定に基づく登録、有線電気通信法（昭和２８年法律第９６号）第３条第１項から第３項までの規定に基づく届出がされている共聴施設である。 | ✓ |
| 　 | ② | 日本放送協会と地元視聴者が共同で設置し運用する共聴施設（NHK共聴施設）ではなく、自主共聴施設である。 | ✓ |
| 　 | ③ | 受信障害対策用ではなく、難視聴解消用として設置・運営されている共聴施設である。 | ✓ |
| ■共聴施設の概要 | 　 |
| 　 | ① | 設置場所 | ○○地区 |
| 　 | ② | 設置年月日 | 平成○年○月○日設置 |
| 　 | ③ | 共聴施設の所有者 | ○○市 |
|  | ④ | 共聴施設の管理者 | ○○市 |
| 　 | ⑤ | 共聴施設の対象となる世帯等 | 　 |
| 　 | 　 | ア　エリア内世帯数 | ○○○世帯 |
| 　 | 　 | イ　エリア内加入世帯数 | ○○○世帯 |
| 　 | 　 | ウ　エリア加入率（イ／ア） | ○○．○％ |
| 　 | 　 | エ　維持管理状況 | 共聴組合〇〇〇世帯から組合費を徴収し、◇◇の頻度で保守点検を実施。 |
| 　 | 　 | オ　その他 | ※上記以外に理由がある場合、又は補足事項がある場合はこちらへ記載 |
| 　 | ⑥ | 条件不利地域の種類 | 過疎地域 |
| ■共聴施設の整備計画 |
| 　 |  | 補助事業により高度化改修整備が必要であることを示す客観的かつ詳細な理由 |
| 　 | 　 | 平成○年に、○○補助金により整備した辺地共聴施設を放送コンテンツの継続的な提供を確保しつつ、電波の能率的な利用を図るための整備を実施する。なお、○○補助金で整備した全ての施設・整備は処分制限期間を満了しているため財産処分の手続きは不要である。 |
| 　 |  | 補助事業により行う整備と、補助事業以外（申請団体の負担等）により行う整備により、共聴施設全体としてどのように高度化改修が実現するかを示す資料 |
| 　 | 　 | 国庫補助の役割、整備の概要国庫補助とその他（市町村補助や自己負担等）の役割の考え方がわかるように記載すること |
|  |  | 受信点から集落内の設備・ネットワークの光ファイバ化等により共聴施設の高度化改修を図る。 |
| 国庫補助以外の役割、整備の概要。関連事業及び他予算の活用 |
|  | 国庫補助以外については、共聴組合負担金、辺地対策事業債、○○市負担金にて対応する。 |
| 上記により、共聴施設全体としてどのように高度化改修が実現するか（期待される効果） |
|  |  | 上記のとおり、国庫補助及び市町村補助により、集落内の設備・ネットワークの高度化が実現できる。 |
| ③ | 補助事業の緊急性、規模の適正性 |
|  | 補助事業の緊急性 |
|  | 上記①（添付資料◆参照）より、また近年相次ぐ被災（直近●年で●件）の観点から、緊急性が高い。 |
| 規模の適正性 |
|  | 整備する共聴施設の設備ネットワークについて、集落内の距離や地理的環境、エリア内世帯数（加入世帯数）に対して、過剰ではなく、適した設備ネットワーク（ルート）の構成・規模の計画としている。 |
|  | ④ | 引込線切替工事の進捗計画（累計） |
|  |  | 補助事業年度内 | ○○世帯 |
|  |  | 補助事業終了後１ヶ年末 | △△世帯 |
|  |  | 補助事業終了後２ヶ年末 | ××世帯 |
|  |  | 補助事業終了後３ヶ年末 | □□世帯 |
|  | ⑤ | 事業実施主体と共聴施設所有者が異なる場合の施設の管理・運用について | 本事業の実施にあたり、○○市は□□共聴組合所有の施設に対して補助を実施し、契約行為（入札公告等の準備行為から工事完了の検査行為を含む。）は□□共聴組合（○○市）が行う。本事業で整備した設備の所有権は□□共聴組合となる。その際、取得財産の適切な管理・運用のため、○○市作成の交付要綱において「共聴組合による適切な財産管理」や「共聴組合の不適切な行為等による交付決定の取り消し等」について規定を実施し適切に管理する。事業完了後は、取得財産に関する財産処分等の手続きは○○市と□□共聴組合が連携し、適切に対応することとし、取得財産の処分の手続きが生じた場合（国庫返納の有無に関わらず）は、○○市が対応する。 |

添付資料

・国庫負担金以外の負担に関する計画書

　・整備エリア図

　・契約予定内容に関する調査票

　・光ファイバケーブルの整備計画

　・芯線設計の基本的な考え方

　・回線系統図

　・装置系統図

　・装置実装図

・「共聴施設整備計画書■補助対象であることの確認」①を証する書類の写し

・「共聴施設整備計画書■補助対象であることの確認」②を証する書類の写し

（共聴施設を運営する組合規約等）

・その他、共聴施設整備計画書の内容を補足する資料

(市町村から共聴組合に対する交付要綱等)